

野田市留守家庭学童保育所設置条例
の一部を改正する条例をここに公布す
る。

令和5年12月15日

野田市長 鈴木 有

野田市条例第33号

野田市留守家庭学童保育所設置条例の一部を改正する条例

野田市留守家庭学童保育所設置条例（昭和46年野田市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条の表野田市立柳沢学童保育所の項中 「 38人 」 を 「 76人 」 に改め、同表野田市立柳沢第二学童保育所の項を削り、同表野田市立川間学童保育所の項中 「 556番地の9 」 を 「 934番地 」 に、 「 45人 」 を 「 40人 」 に改め、同表野田市立七光台学童保育所の項中 「 126番地の2 」 を 「 20番地の1 」 に、 「 42人 」 を 「 58人 」 に改め、同表野田市立七光台第二学童保育所の項を削り、同表野田市立尾崎学童保育所の項中 「 38人 」 を 「 76人 」 に改め、同表野田市立尾崎第二学童保育所の項を削り、同表野田市立関宿中央学童保育所の項中 「 40人 」 を 「 80人 」 に改め、同表野田市立関宿中央第二学童保育所の項を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。